

# 明治前期の漁場慣行

## — 島根半島沿岸漁村の実態 —

森 安 章

### はじめに

#### 一、対象漁村の概要

近代漁業史研究の現段階は、個別研究の集積が充分でなく総括できるといわれていたが、島根の漁業史研究の場合、とりわけ立ち遅れているといつてよく、個別研究が少なすぎるといった状況である。とはいえ地域の漁業史を解明した先学の蓄積はないわけではなく、とりわけ二野瓶徳夫氏『漁業構造の史的展開』は貴重な財産であり、さらに史料的にも理論的にも一層発展させることが今後の課題である。

本稿は島根半島沿岸漁村を通して島根漁業の史的展開を分析するもので、内容は漁業生産・漁場利用・漁業経営・漁業技術など多岐にわたっている。論旨を展開するにあたっての具体的実証は、県庁文書・旧役場文書などに求めることになる。

明治前期の島根半島は、島根・秋鹿・楯縫・神門郡の行政区域にまたがっていたが、本稿で取り上げる対象漁村の概要は、明治一七年「島根県統計書」によれば表一のようなようになる。

各漁村の漁業者は、浦灘・浦沖の場所名をつけた沿岸に近接した漁場で、回遊してくる魚介類を採捕していた。

ところで江戸時代においては海辺に成立した海村であっても、それらはすべて漁業をおこなう漁村というわけでない。田畑の多い海村であれば居住民は土地に緊縛され、農業に従事していた。かれらが耕作地を失った農民であっても、多くは地主の隷農的支配のもと農業に留まったと考えられる。それが明治ともなると、事情は大きく転換した。島根県全体の漁業戸数・人口をみたのが表二であるが、明治一〇年代から二〇年代にかけて急増し、とくに松方デフレが加

表1 対象漁村の概要

| 漁 浦  | 所属郡名 | 漁場名   | 採捕の水産名                |
|------|------|-------|-----------------------|
| 御津浦  | 島根郡  | 御津浦灘  | 鯛・烏賊・鯖・鰯・鰯・章魚         |
| 小津浦  | 楯縫郡  | 小津浦沖  | 鯛・鰯・鯖・鱈・鰯・烏賊・鮑・海苔・石花菜 |
| 十六島浦 | 同 郡  | 十六島浦沖 | 鯛・鰯・鯖・鱈・鰯・烏賊・鮑・海苔・石花菜 |
| 釜 浦  | 同 郡  | 釜 浦 沖 | 鯛・鰯・鯖・鱈・鰯・烏賊・鮑・海苔・石花菜 |
| 塩津浦  | 同 郡  | 塩津浦沖  | 鯛・鰯・鯖・鱈・鰯・烏賊・鮑・海苔・石花菜 |
| 只 浦  | 同 郡  | 只 浦 沖 | 鯛・鰯・鯖・鱈・鰯・烏賊・鮑・海苔・石花菜 |

島根県内務部 明治17年「島根県統計書」

速をつけたよ  
うである。対  
象漁村の場合  
をみたのが表  
三であり、県  
全体と同一の  
傾向を示して  
いる。ただ小  
津浦ほか四浦  
(明治二二年  
四月、合併し  
て北浜村)の  
漁業戸数が減  
少しているが、

その理由は、漁業は季節性の高い産業であることから兼業が多くな  
るが、当時の統計技術では把握できなかったと思われる。

漁業の特色は、自家労働力による漁家経営もあるが、多人数の協  
業によって漁業生産が行われるということにある。明治前期におい  
て漁業戸数・人口が増加したのは、多人数の協業を必要とする漁具  
漁法が盛んに使用されていたということになる。これには個人的大  
経営か小漁民の共同経営かのいずれかであろうが、その具体的形態  
については第三節であつかうが、ここではそれとの関連で漁船数の  
激増に注目しておきたい。表四によれば、多人数の協業を必要とす  
る地引網用船・大敷網用船が増加している。漁業者のかなりの部分

表2 漁戸および漁人 (島根県)

|       | 戸 数    | 漁 人    |        |       |        |       |
|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
|       |        | 総 数    | 専 業    |       | 兼 業    |       |
|       |        |        | 男      | 女     | 男      | 女     |
| 明治13年 | 10,386 | 25,620 | 7,165  | 3,492 | 10,830 | 4,133 |
| 14    | 10,509 | 26,437 | 7,381  | 3,581 | 11,199 | 4,276 |
| 15    | 10,532 | 26,148 | 7,364  | 3,391 | 11,100 | 4,293 |
| 16    | 10,408 | 26,816 | 7,273  | 3,629 | 11,181 | 4,337 |
| 17    | 10,580 | 28,139 | 8,360  | 3,737 | 11,064 | 4,978 |
| 20    | 13,356 | 28,842 | 10,101 | 3,203 | 12,223 | 3,315 |
| 21    | 12,013 | 26,498 | 9,299  | 3,577 | 10,250 | 3,372 |
| 22    | 13,837 | 28,816 | 10,875 | 2,201 | 12,794 | 2,946 |
| 23    | 14,439 | 28,501 | 11,270 | 1,791 | 12,744 | 2,696 |
| 24    | 14,434 | 27,302 | 10,996 | 1,238 | 12,899 | 2,169 |
| 25    | 15,626 | 31,833 | 11,075 | 2,008 | 15,495 | 3,255 |
| 26    | 16,149 | 34,337 | 12,928 | 1,536 | 16,367 | 3,506 |
| 27    | 19,766 | 43,241 | 10,769 | 3,155 | 22,112 | 7,206 |

島根県内務部 各年「島根県統計書」

表3 漁戸および漁人 (漁浦)

| 漁 浦     | 明 治 17 年 |         |     |     | 村 名   | 明 治 25 年 |         |     |     |
|---------|----------|---------|-----|-----|-------|----------|---------|-----|-----|
|         | 戸 数      | 漁 人 (男) |     |     |       | 戸 数      | 漁 人 (男) |     |     |
|         |          | 総 数     | 専 業 | 兼 業 |       |          | 総 数     | 専 業 | 兼 業 |
| 御 津 浦   | 72       | 150     | 120 | 30  | 御 津 村 | 179      | 246     | 196 | 50  |
| 小 津 浦   | 70       | 72      | 48  | 24  |       |          |         |     |     |
| 釜 浦     | 40       | 48      | 30  | 18  | 北 浜 村 | 284      | 543     | 438 | 105 |
| 十 六 島 浦 | 110      | 107     | 69  | 38  |       |          |         |     |     |
| 塩 津 浦   | 105      | 120     | 80  | 40  |       |          |         |     |     |
| 只 浦     | 60       | 67      | 48  | 19  |       |          |         |     |     |

島根県内務部 各年「島根県統計書」

表4 漁船 (島根県)

|       | 地引網用船 | 大敷網用船 | 網 船   | 釣魚用船  | 採藻採貝用船 | その他計   |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 明治13年 | 496   | 6     | 1,039 | 4,546 | 153    | 8,102  |
| 14    | 517   | 6     | 1,048 | 4,745 | 165    | 8,377  |
| 15    | 555   | 6     | 1,053 | 4,804 | 142    | 8,419  |
| 16    | 531   | 6     | 1,088 | 4,893 | 136    | 8,519  |
| 17    | 711   | 4     | 1,285 | 5,048 | 138    | 9,103  |
| 22    | 1,171 | 184   | 1,466 | 6,850 | 3,300  | 14,628 |
| 23    | 1,088 | 146   | 1,324 | 1,566 | 2,731  | 14,501 |
| 24    | 1,042 | 154   | 1,001 | 8,059 | 2,333  | 15,034 |
| 25    | 1,015 | 219   | 1,047 | 8,130 | 2,817  | 15,293 |
| 26    | 942   | 156   | 1,318 | 7,038 | 2,690  | 10,222 |

島根県内務部 各年「島根県統計書」

表5 主要漁法の漁獲量 (邇摩郡福光村)

大敷網

|       | 明治20年  | 21     | 22     | 23     | 24     | 25     |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 鱈 (貫) | 2,500  | 3,200  | 2,300  | 2,000  | 2,000  | 1,000  |
| 鯖 (尾) | 30,000 | 50,000 | 22,000 | 20,000 | 20,000 | 12,000 |
| 鰯 (貫) | 700    | 900    | 650    | 600    | 550    | 500    |

地引網

|       | 明治20年 | 21    | 22    | 23    | 24    | 25    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鱈 (貫) | 2,300 | 2,500 | 2,000 | 1,800 | 1,800 | 1,300 |
| 鯖 (尾) | 1,500 | 2,000 | 1,000 | 500   | 0     | 0     |
| 鰯 (貫) | 20    | 40    | 30    | 20    | 0     | 0     |

邇摩郡福光村 明治25年「統計」

は、十数人から数十人の労働力を要するこうした漁法部門に吸収されたとみられる。

このように漁船の増加は地引網・大敷網など多種多様の漁具漁法を使用することを可能にしたが、その結果は漁業生産を活性化させることになった。しかし漁獲量は一時的には増大しても、やがて頭打ちとなり漁業は衰退していくのは当時の漁業事情からして必然であった。対象漁村ではないが邇摩郡福光村の主要漁法の漁獲量をみたのが表五であるが、明治二〇年代の初頭に頭打ちし減少傾向に転じたことがわかる。こうした事態をもたらした背景について、県は「逐年漁民ノ戸口増加スルニモ不拘漁業ノ区域ハ依然トシテ拡マルナク漁法亦進マス年一年生活ノ困難ヲ来セリ」と分析した。つまり漁業者の増加にもかかわらず、地先漁場という限定された水域での非能率的な伝統漁法に依存していることに起因するといっているのである。明治三〇年代の漁獲量を表六でみると、漁業生産は年を逐って衰退していった。<sup>5)</sup>

表6 明治後期の漁獲量(島根県)

|       | 産額(貫)      | 価格(円)     |
|-------|------------|-----------|
| 明治31年 | 11,262,004 | 1,100,981 |
| 32    | 10,804,480 | 1,180,719 |
| 33    | 10,497,937 | 926,908   |
| 34    | 8,233,217  | 984,533   |
| 35    | 9,464,293  | 1,057,851 |
| 36    | 8,285,695  | 982,884   |
| 37    | 3,421,634  | 874,968   |
| 38    | 5,778,313  | 1,181,080 |
| 39    | 4,211,577  | 1,232,463 |
| 40    | 5,863,450  | 1,797,046 |

〔第二次殖産十年計画〕既往十年間産額・価格。ただし遠洋漁業は除く。

## 二、漁場利用の実態

### (一) 明治初年の漁業権

島根県庁に保存されている漁業史料のうちに、明治初年の漁業権台帳というべき明治九年「漁業場区台帳」が残っている。<sup>6)</sup> それによれば各漁浦別に主要漁場・期節・漁名・反別・縦横間数・年期・拝借人名が記載されており、漁場の所有形態をうかがい知ることができる。小津浦ほか四浦について表七をみると、主要漁場として合計二〇場区をあげているが、そのうち一七場区は浦中持であり、したがって地先漁場はほぼ村落に所属していたことがわかる。また稼人惣代となっている三場区についても、少数の個人持の惣代であるか多数のもの惣代であるか不明であるが、もし多数の惣代であれば浦中持ということになる。ついでに惣代の人名について、有力な漁業者とみてよく網主と想定してよからう。

御津浦の場合は表八であるが、拝借人の全員が列記しており、ここでは人数で表記した。主要漁場の一一場区のうち鰯網六場区は各七〇人であるから、浦中持とみてもよからう。他の場区は個人持か浦中持か、どちらともいえない。こうして一つひとつ検討を重ねていくと島根半島沿岸漁村の地先漁場の全体像が浮び上がってくるように、浦中持が広範に成立していたと断言してよろしかろうと思う。

表7 明治9年主要漁場の権利者形態 (小津浦ほか4浦)

| 漁 浦     | 反 別        | 漁 名        | 権 利 者               |
|---------|------------|------------|---------------------|
| 小 津 浦   | 反          | 鰯 網<br>鯨 網 | 稼人惣代 山根柳助<br>上に同じ   |
|         | 514.5000   |            |                     |
| 十 六 島 浦 | 38.4000    | 大 敷 網      | 浦中持稼人惣代 吉川勘三郎       |
|         | 38.4000    | 大 敷 網      | 上に同じ                |
|         | 2,646.0000 | 鱈 網        | 上に同じ                |
| 釜 浦     | 5.5258     | 大 敷 網      | 浦中持稼人惣代 岡 修左衛門      |
|         | 1,102.5000 | 鱈 網        | 稼人惣代 上に同じ           |
| 塩 津 浦   | 8.2206     | 大 敷 網      | 浦中持稼人惣代 松浦吉兵衛・河谷平四郎 |
|         | 8.2206     | 大 敷 網      | 上に同じ                |
|         | 8.2206     | 大 敷 網      | 上に同じ                |
|         | 8.6131     | 四ツ張網       | 上に同じ                |
|         | 344.5094   | 鱈 網        | 上に同じ                |
| 只 浦     | 8.2206     | 四ツ張網       | 浦中持稼人惣代 佐藤柳右衛門      |
|         | 8.2206     | 四ツ張網       | 上に同じ                |
|         | 8.2206     | 四ツ張網       | 上に同じ                |
|         | 8.2206     | 四ツ張網       | 上に同じ                |
|         | 344.5044   | 鱈 網        | 上に同じ                |

島根県文書科 明治9年「漁業場区台帳」

表8 明治9年主要漁場の権利者形態 (御津浦)

| 反 別     | 漁 名   | 権利者数 |
|---------|-------|------|
| 反       |       |      |
| 30.3100 | 鰯 網   | 6    |
| 30.3560 | 大 敷 網 | 19   |
| 42.8030 | 大 敷 網 | 19   |
| 24.2160 | 大 敷 網 | 12   |
| 28.4299 | 大 敷 網 | 10   |
| 61.5147 | 鰯 網   | 70   |
| 28.5054 | 鰯 網   | 70   |
| 15.6277 | 鰯 網   | 70   |
| 4.1103  | 鰯 網   | 70   |
| 3.0261  | 鰯 網   | 70   |
| 4.2079  | 鰯 網   | 70   |

島根県文書科 明治9年「漁業場区台帳」

(二) 漁場利用の特徴

明治初年の漁業権について、地先漁場においては浦中持が広範に成立していたことはさきに述べたが、これを漁場利用形態との関連で明らかにしていきたい。農商務省が編纂した「漁業に関する慣行及先例」によれば、漁場利用の変遷を次のように要約している。

第一期 乙村カ甲丙村ノ地先ヲ占領ス  
 第二期 乙村カ甲丙両村ノ地先ニ入会ス  
 第三期 乙村甲丙両村ト互ニ侵漁セス  
 島根半島沿岸の海村でもその地先漁場を他の特権を持った漁村に占有され、漁業ができないという事例は明治以前までには僅々あった。秋鹿郡伊野浦は

前期の専用漁場（只浦）

|                 |        | 明治9年以後                      |                  |             |       |
|-----------------|--------|-----------------------------|------------------|-------------|-------|
| 漁具漁法            | 漁期     | 漁場の位置                       | 漁具漁法             | 漁期          |       |
| 鱈網              | 6月～10月 | 左に同じ                        | 左に同じ             | 左に同じ        |       |
| 四ツ張網<br>(字穴合網場) | 4月～7月  | 左に同じ                        | 左に同じ             | 左に同じ        |       |
| 四ツ張網<br>(字沖網場)  | 4月～7月  | 左に同じ                        | 左に同じ             | 左に同じ        |       |
| 四ツ張網<br>(字仲網場)  | 4月～7月  | 左に同じ                        | 左に同じ             | 左に同じ        |       |
| 四ツ張網<br>(字前網場)  | 4月～7月  | 左に同じ                        | 明治21年に<br>大敷網に変更 | 左に同じ        |       |
| 四ツ張網<br>(字新川網場) | 4月～7月  | 左に同じ                        | 左に同じ             | 左に同じ        |       |
| 貝採海藻採<br>肥料海藻採  |        | 左に同じ                        | 左に同じ             |             |       |
| 鯛中引網            |        | 左に同じ                        | 左に同じ             |             |       |
| 飯掛網             | 9月～5月  | 左に同じ                        | 左に同じ             | 左に同じ        |       |
| 島釣              |        | 左に同じ                        | 左に同じ             |             |       |
| 海苔              |        | 左に同じ                        | 左に同じ             |             |       |
|                 |        | 大字只浦・佐香村大字三浦境界より<br>亥の正中見通し | 4里沖合             | 鰯網          | 4月～7月 |
|                 |        | 大字塩津・大字只浦境界より見通し            |                  |             |       |
|                 |        | 大字只浦・佐香村大字三浦境界より<br>亥の正中見通し | 4里沖合             | 鯛掛網など<br>掛網 |       |
|                 |        | 大字塩津・大字只浦境界より見通し            |                  |             |       |
|                 |        | 大字只浦・佐香村大字三浦境界より<br>亥の正中見通し | 30間以内<br>延長1259間 | めばり網        |       |
|                 |        | 大字塩津・大字只浦境界より見通し            |                  |             |       |
|                 |        | 大字只浦・佐香村大字三浦境界より<br>亥の正中見通し | 7里沖合             | テグリ網        |       |
|                 |        | 大字塩津・大字只浦境界より見通し            |                  |             |       |

明治前期の漁場慣行―島根半島沿岸漁村の実態―

森安章

隣村の畑浦地先に二カ所の網場をもち、畑浦では漁業に従事するものがなく、農業と酒造業を主としてきた。ところが、明治六年一月、畑村で自村地先に二カ所の大敷網漁場の許可を出願したところから激しい紛争が引き起こされた。しかし島根半島沿岸の大部分の地域では、地先漁場はそれぞれの地元の漁村の専業漁場で入会関係はなく、第三期の段階にあった。

対象漁村の漁場利用について、楯縫郡北浜村大字只浦の明治八年前、明治九年以後「漁業慣行調査書」(以下只浦「漁業慣行」と略記)と島根郡御津村「漁場慣行調査書」(以下御津村「漁場慣行」と略記)をつうじて、その実態を明らかにすることになる。

これらの漁村の地先漁場は浦中持であり、また他村からの入漁を

認めない自村の専業漁場であったが、自村の漁業者であれば誰でも自由に漁場利用ができるというものでもない。只浦の漁業利用の実態をみたのが表九である。漁業には場区を定めて営むものと場区を定めないうで営むものと二つからなっているが、前者は大敷網・四ツ張網・罾網の網場で有力な漁業者が排他独占的に利用し「他地方人ハ素ヨリ自町村浦人ト雖モ猥リニ入漁セシメス」であった。大敷網四ツ張網場ヲ距ル百五拾間以内ニ於テ該網季節内網漁及ヒ釣漁スルヲ得ス又網漁中罾網ハ三拾町以内ニ於テ営業スルヲ得サル慣行ナリ

罾網季節中該慣行場ニテ網漁ハ勿論釣漁ト雖モ漬ノ周圍百間以内ニ於テ営業セシメサル慣例ナリ

表9 明治

| 明治8年以前        |  |
|---------------|--|
| 漁場の位置         |  |
| 場区を定めて営む漁業    | 大字只浦・佐香村大字三浦境界<br>亥の正中見通し 5里沖合より           |
|               | 大字只浦・大字塩津境界<br>亥の正中見通し 15里以内               |
|               | 大字只浦字舟入より<br>亥の正中見通し 155間                  |
|               | 大字只浦字大床鼻より<br>亥子の中心見通し 115間                |
|               | 大字只浦字小浜穴口より<br>子亥の中心見通し 340間               |
|               | 大字只浦字恵美須松より<br>子の35度見通し 230間               |
|               | 大字只浦字タチガ前より<br>子の50度見通し 325間               |
|               | 大字只浦・佐香村大字三浦境界<br>亥の正中見通し 30間以内<br>延長1259間 |
| 場区を定めないうで営む漁業 | 大字只浦・大字塩津境界見通し<br>大字只浦・字大床鼻より 以内           |
|               | 字平鼻見通し                                     |
|               | 大字只浦・佐香村大字三浦境界<br>亥の正中見通し 40間              |
|               | 大字只浦・大字塩津境界見通し<br>大字只浦・佐香村大字三浦境界より 延長1259間 |
|               | 大字塩津・大字只浦境界まで                              |
|               | 大字只浦・佐香村大字三浦境界より<br>大字只浦・大字塩津境界まで 海苔島      |

只浦 明治8年以前・明治9年以後「漁業慣行調査書」

張待網ハ四五六ノ三ヶ月間ハ営業セサル慣行ナリ

(只浦 明治九年以後「漁業慣行」)

一方、後者の漁場は自村の漁業者であれば平等の立場で利用できるが、鰯中引網・飯掛網は大敷網・四ツ張網の漁期には出漁を禁止されているから競合することは全くありえない。明治九年以後には鰯網・鰯掛網・テグリ網など新規の漁具漁法が参入したが、それらも大敷網・四ツ張網などに影響をおよぼさないように、はるか沖合の水域でないと操業できない。このように地先漁場であつても自村の漁業者といえども平等な立場ではなく、有力な漁場者が実権をにぎり有力者のための漁場利用体制が構築されていた。そしてこうした旧慣に背いた場合には「充分譴責ノ上将来ヲ戒ムルニ止ムルト雖モ猶状況ニ依リテハ専用漁業採貝採藻場ニ於テ一月以内営業ヲ禁止スルノ慣行ナリ」(只浦 明治九年以後「漁業慣行」ということになった。

一部の有力漁業者の漁場独占にたいして一般漁業者が小商品生産者として成長しようとするれば、両者間に対抗関係が発生するのは必然といえるが、明治前期には両者間の紛争はいまだ発生していない。とはいえこうした背景のもとで、両者の利害関係が調整された事例はある。島根郡御津浦では場区を固定して営む漁業に大敷網・地引網・鰯網があり、このうち大敷網にとって多少とも妨害があるものは禁止または適宜に賠償させていたが、鰯掛網については通魚を遮り大敷網に直接障害をおよぼすとして禁止されていた。ところが明治一七年漁業者のうちで出願するものがあり県庁はそれを許可したところ、大敷網側より故障を申し入れたため一旦は差し留めになつ

たが、「万一他業ニ妨害有之所業致候節ハ何時御差留相成候共不苦候也」(御津村「漁場慣行」との請書を鰯掛網側から入れさせて県庁は許容した。この請書には一八名の連名になるが、県庁文書(明治九年「漁業場区台帳」)に記載されている大敷網四ヶ所の拝借人名とは別人であることから小商品生産的漁民の存在を確認することができる。

### 三、漁業経営の実態

前節では漁場利用をめぐる漁業者が社会的にどのようなかかわっていたか、そして一部の有力漁業者が主要漁場を独占的に利用していたことを指摘した。そこで本節では漁場利用を具体的に理解するために、漁業経営の面から考察することにする。

漁業生産をするには漁船や漁網などの資材が必要であるから、網主・船元が経済活動の主体となるが、漁法の規模によっては多人数

表10 漁法別の必要員数

|         | 漁船数 | 漁業者数 |
|---------|-----|------|
| 鰯 網     | 3   | 17   |
| 鰯 中引網   | 5   | 23   |
| 飯 掛 網   | 4   | 16   |
| 四 ツ 張 網 | 7   | 15   |
| 鰯 掛 網   | 1   | 2    |
| 大 敷 網   | 6   | 14   |
| 鰯 掛 網   | 1   | 2    |
| め ば り 網 | 1   | 2    |
| テ グ リ 網 | 1   | 4    |
| 海藻採貝採   | 1   | 3    |

只浦 明治9年以後「漁業慣行」

の漁業者を雇用することになる。漁法別に必要な漁船数・漁業者数をみたものが表九であるが、そこには自家労働力ではとても無理で雇用労働力によらねばならないもの、あるいは

表11 明治9年漁獲高と網元入金 3ヵ年平均

|      | 漁名   | 個数(側) | 漁獲高(円) | 網元入金(円) | %    |
|------|------|-------|--------|---------|------|
| 小津浦  | 鰯網   | 2     | 225    | 165     | 77.3 |
|      | 鰩網   | 2     | 150    | 78      | 52.0 |
| 十六島浦 | 大敷網  | 6     | 1,080  | 840     | 77.8 |
|      | 鱈網   | 1     | 130    | 90      | 69.2 |
| 釜浦   | 大敷網  | 3     | 500    | 430     | 86.0 |
|      | 鱈網   | 1     | 120    | 105     | 87.5 |
| 塩津浦  | 大敷網  | 3     | 750    | 450     | 60.0 |
|      | 四ツ張網 | 4     | 600    | 440     | 73.3 |
| 只浦   | 鱈網   | 1     | 150    | 120     | 80.0 |
|      | 四ツ張網 | 4     | 520    | 421     | 81.0 |
|      | 鰯網   | 1     | 160    | 115     | 71.9 |

島根県文書科 明治9年「漁業場区台帳」(海河の部)

表12 漁法別網元入金

| 漁名   | 個数(側) | 漁獲高(円) | 1側あたり漁獲高(円) | 網元入金(円) | 1側あたり網元入金(円) | %    |
|------|-------|--------|-------------|---------|--------------|------|
| 大敷網  | 12    | 2,330  | 194.2       | 1,720   | 143.3        | 73.8 |
| 四ツ張網 | 8     | 1,120  | 140         | 861     | 107.6        | 76.9 |
| 鱈網   | 4     | 560    | 140         | 430     | 107.5        | 76.8 |
| 鰩網   | 2     | 150    | 78          | 75      | 39           | 52.0 |
| 鰯網   | 2     | 225    | 112.5       | 165     | 82.5         | 73.3 |

島根県文書科 明治9年「漁業場区台帳」(海河の部)

自家労働力だけで操業が可能というものもある。

(一) 網元経営

明治九年二月に戸長が県庁に報告した漁場仕様書によって網元経営の実態をうかがうことにする(島根県文書科 明治九年「漁業場区台帳」)。小津浦ほか四浦では大敷網・四ツ張網を中心に網元経営

がおこなわれていたことが表一で知れるが、網元金は漁獲高の八〇パーセントに達するものがあり、網主の隷属的支配のもとにおかれた網子の立場が反映しているといつてよからう。また漁法別に再整理したのが表一二であるが、それらはいずれも維新前から引き継いだ伝統的漁業技術であっても、能率的なものと非能率的なものがあり、技術的優劣は網元入金の多寡に決定的に作用している。

大敷網・四ツ張網を営む網主の漁村社会における立場について、次のような記録がある。

四ツ張網大敷網場区アリ漁業ハ漁業者全体ノ営業ナレトモ年々相当金員ヲ収ムルニアラサレハ営業スルヲ得ス

鱈網場区ハ漁業者全体ノ営業ニシテ前項ト異リ金員ヲ収メス自由ニ営業スル事ヲ得ルト雖モ前営業者ノ承認ヲ得ルヲ必要トス

(只浦 明治九年以後「漁業慣行」)  
つまり大敷網・四ツ張網の網主は浦方の経費を負担するかわりに、漁場の利用秩序を構築するにあたり主導権をにぎることになった。

(二) 船元経営

表13 明治9年漁獲高と船痛料

|      | 漁名       | 漁獲高(円) | 船痛料(円) | %    |
|------|----------|--------|--------|------|
| 小津浦  | 鮑・栄螺漁    | 185    | 58     | 31.4 |
| 十六島浦 | 海草類・鮑漁   | 95     | 38     | 40.0 |
|      | 海草類・鮑漁   | 80     | 32     | 40.0 |
| 釜浦   | 海草類・鮑漁   | 73     | 25     | 34.2 |
| 塩津浦  | 海草類・鮑漁   | 210    | 70     | 33.3 |
| 只浦   | 海草類・カナギ漁 | 80     | 7      | 8.8  |

島根県文書科 明治9年「漁業場区台帳」(海河の部)

自村の漁業者であれば平等な立場で漁業ができるものは貝採海藻採・罎中引網・鰯網・鰯掛網などがあつたことは前述したが、このうち貝採海藻採は生存・生活手段を採取するためのもつとも基本的な漁法であることに留意しておかねばならない。貝採海藻採は漁業者たる資格条件といつてよく、旧慣に違背したものに「採貝採藻場ニ於テ一月以内ノ営業ヲ禁止」の処分は何よりもそれを物語っている。

貝採海藻採の漁獲高と船痛料

をみたのが表一三であるが、漁獲高が相当の現金収入になつてゐることと船痛料が高率であることが注目される。貝採海藻採は漁業者にとり家計維持の基盤で、その上に雇用労働力を提供することにより網元経営を支える役割があつたと考える。

四、漁業技術の発展方向

江戸時代をつうじて発展し幕末にいたつて爛熟した伝統的漁業技術は、明治前期にいたつてもそのまま継承されたと一般にいわれている。こうした在来漁法ではあつたが、漁業生産は活発におこなわれて一時的とはいえ漁獲量は増大したが、やがて限界に達したことはすでに述べたとおりである。しかし漁業者が旧慣の技術体系のなかに契機をつかめば、漁業生産力は発展するというものであろう。こうしたものとして沖合操業的なテグリ網(手操網)を取り上げることにするが、これとて網材料は藁縄と麻糸であり伝統的技術体系の範疇に入れてよい。テグリ網の導入は、能率的な漁法であつたところから、他の漁法にとつて脅威と受けとられた。

明治一七年一月、十六島浦漁民惣代は手繰網営業廃止の儀に付願を出雲楯縫神門郡長に提出したが、その理由に「大敷四ツ張等ノ網又ハ釣魚営業者共幾数人ノ営業ヲ防ケ」また「大魚ヲ網スルコト稀ニシテ専ラ小魚ノミヲ網ス」の二点をあげて、激しく非難をあげた。やがて手繰網は漁業上の制限禁止事項となるが、それを漁業組合等の規約に求めると

手繰網ハ明治廿一年二月末日以降使用セサルモノトス (明治二〇年 楯縫神門郡漁業組合)

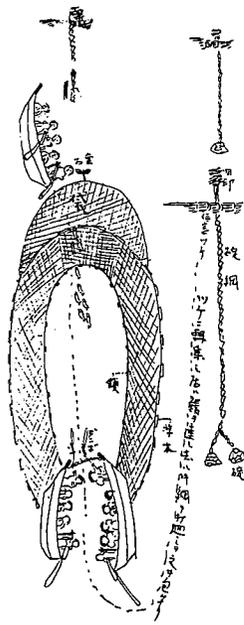
手繰網及之ニ類似ノ漁業ハ楯縫郡北浜村大字釜浦ト大字塩津トノ境界見通シ秋鹿郡々界迄ハ禁漁区域トスル

(明治二〇年 楯縫神門郡水産業組合)

八束郡界ヨリ北浜村大字十六島岬経島(亥ノ正中見通)迄ノ地先ニ於テハ毎年三月一日ヨリ十月三十日迄ノ間手繰網ヲ使用スヘカラス

北浜村大字十六島岬ヨリ日御碕（亥ノ正中見通シ）迄ノ地先ニ於テハ毎年三月一日ヨリ十月十六日迄ノ間手繰網ヲ使用スヘカラス  
 （明治三十六年 簸川郡水産組合）  
 手繰網は、動力船が登場するにいたつて八束郡片江村渋谷兼八によつて、二隻曳底曳網に発展していくことを指摘しておく。  
 ここで明治前期における漁具の形態とその構造、その使用方法を紹介しておきたい（只浦 明治九年以後「漁業慣行」）。

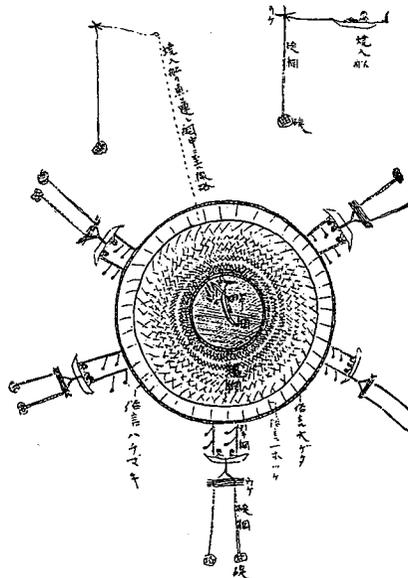
図1 罾網



罾網ヲ以テ罾ヲ漁スルニハ豫テ晝間位ニ切りタル竹ヲ拾本位宛結ヒ付テ上ニ松杉等ヲ建テ目印トシ竹ノ一端ニ網ヲ結ヒ網端ニ破細ヲ以テ作りタル袋ニ小ヲツケタル者ヲ海中ニ数拾個漬ケ置キ竹ハ水上ニ浮ヒ出ル位ニスルナ  
 之ニ罾ノ集マリタルヲ漁船三艘ニテ一艘ハ六人乗 二艘ハ五人乗 罾ハ何故カ音ヲ好ミ舷ヲ叩ク音ヲ聞キ船ニ尾シテ来ルモノナリ 罾ヲ連レ去ルトキ貳艘ノ網船ハ船ヲ包テ網ヲ打廻シ網口ニテ俗言「デンボ」トテ木片ヲ投シテ魚ヲ威シ魚ヲシテ網口ニ至ラシメス如斯ニ至レバ魚ヲ連レ来ルナリ、次第二網口ヨリ引上ケ魚ヲ袋ノ中ニ追ヒ入レ捕魚ス網ノ作

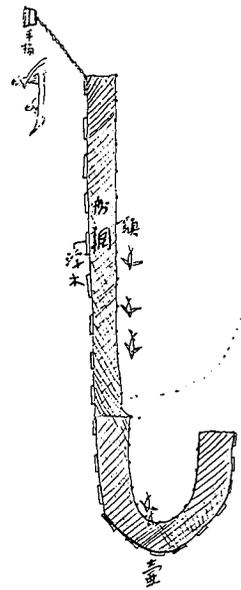
り方ハ苧絲網ニテ上下ニ網ヲ附シ上側ニハ浮木下側ニハ土製鎮ヲ附シ袋ノ下ニハ袋ノ浮キ上ラサル為メ鎮ヲ附クルナリ

図2 四ツ張網



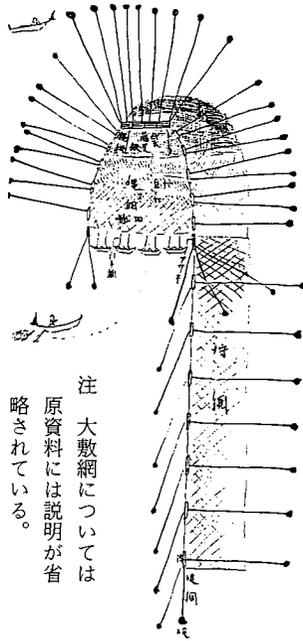
四ツ張網ヲ以テ魚ヲ漁スルニハ漁船七艘三人乗三艘 二人乗二艘 一人乗一艘ニシテ人員拾五  
 人ヲ要ス網ハ苧と縄トヲ以テ作り苧網ハ袋ニシテ其周囲ニ網ヲ附ケ之ニ縄網ノ大中小七段ニ分チ作りタル網ヲ附ケ縄網ト側網トノ間五尺宛ノ網ヲ以テ緊束シ俗言一之ニ引手網海ノ深淺ニ随テ異ルト雖モ海深サヨリ凡ソ二十尋位長クスノ引手網ニハ各ニケヲ附ス先ツ網ヲ卸サント欲スルトキハ豫テ海中へ竹ヲ束ネ之ニ碇ヲ附シテ五ヶ処ニ沈メアル浮木ニ船ヲ繋ギ各船トモ浮木ヨリ拾五尋乃至二十尋位ノ距離ヲ以テ網ヲ海底ニ沈メ退テ浮木ニ掛リ居リ焼入船カ魚ヲ連レ来テ網ノ中央ニ至ル頃各船トモ引手網ヲ引揚ケ魚ヲ袋ノ中ニ追ヒ入レ捕魚ス

図3 鰯掛網



鰯掛網ヲ以テ鰯ヲ漁スルニハ漁船一艘ニ人員二人ヲ要ス網ハ苧絲ヲ以テ壹寸四分目位ニ作り上下ニ側綱ヲ附シ上側ニハ浮木下側ニハ鎮ヲ附ス之ヲ使用スルニハ遊泳スルノケ所ヲ見込ミ一方錐狀ニ張り鰯ノ側網ヲ伝ヘ壹網ニ掛ルヲ待テ取揚ケ捕魚スルナリ

図4 大敷網

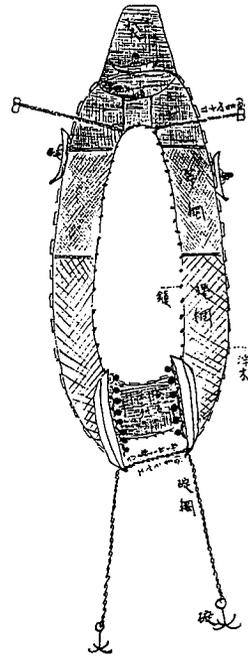


注 大敷網については原資料には説明が省略されている。

中引網ヲ以テ鰯ヲ漁スルニハ少クモ漁船五艘ヲ要ス三艘ハ各一人乗貳艘ハ壹艘ニ人員十名以上宛乗組ミ鰯ノ灘近ク寄り来ルヲ認め網ヲ打廻シテ之ヲ包ミ次第第二引揚ケ魚ヲ袋ノ中ニ追ヒ入レ捕魚ス網ノ製法及使用法ハ袋及ヒ袋下ハ苧絲縷ヲ以テ作り之ニ苧絲網ヲ附ケ上側ニハ浮木下側ニハ土製鎮ヲ附ス

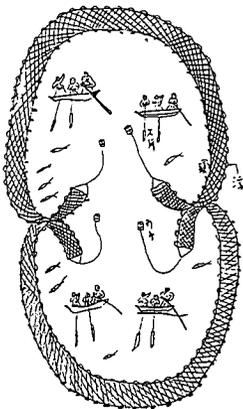
俗言ヤナワト云ヒ網ヲ投セシトキハ浮テ上ニ浮ヒ居ルニ依リ網

図5 中引網



底岩石ニ掛リシトキ傍ニアル貳艘ノ船ニテヤナワヲ引キ之ヲ外ス方法ナリ 網船ハ俗言「モヤエ」トテ網ヲ以テ繋キ合セ貳艘共碇ヲ卸シテ舟ヲ止メ網口ハ俗言「テングリ」トテ苧縷ノ上下ニ網ヲ附シ上側ニハ浮木下側ニハ鎮ヲ附シタルモノヲ張り網口ヲ塞キ網ノ下側ヲ急ニ引キ上側ヲ緩ニシ以テ網口ニ隙ヲ生セサル様次第第二魚ヲ袋ノ中ニ追ヒ入ルル方法ナリ

図6 飯掛網



飯掛網ヲ以テ飯ヲ漁スルニハ四艘ヲ以テ一側トシ各四人ツツ乗組ミ二人ハ櫓ヲ押シ二人ハ網ヲ投下ス網ハ苧絲ヲ以テ製ス然シテ之ヲ使用スルニハ二艘ツツ一団トナリ左右二分レ魚ノ群集スルヲ認め該網ヲ以テ之ヲ取巻キ木片ニ手綱ヲ付ケタルモノヲ投入シテ魚ヲ威シ該網目ニ掛リシ魚ヲ捕フナリ

鱒掛網ヲ以テ鱒ヲ漁スルニハ苧絲ヲ以テ八分目位ニ作り上下二縄ヲ附シ上側ニハ浮木下側ニハ鎮を附ス之ヲ使用スルニハ二人乗漁船ニテ鱒ノ寄り来ルヲ認メ網ヲ投シ鱒小鱒等ヲ散布シテ鱒ノ之ヲ食セントシテ網ニ掛ルヲ待テ引揚ケ捕魚ス

図7 鱒掛網

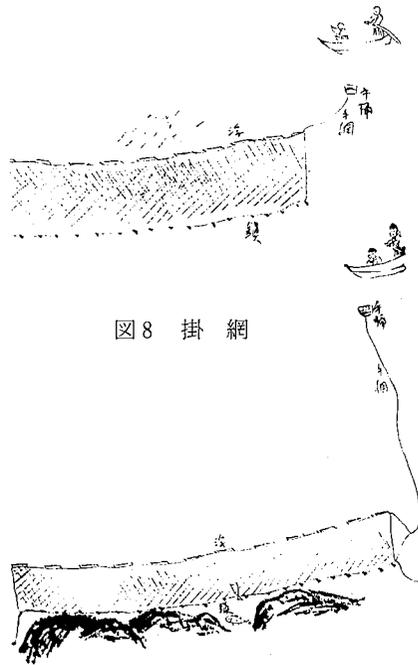


図8 掛網

掛網ヲ以テメバリ其他雑魚ヲ漁スルニハ苧絲ヲ以テ壹寸六分目位ニ作り二人乗ノ漁船壹艘ニテ夜間海底ニ岩石アルケ所ヘ張りニ張ルメバリノ餌ヲ食セント岩石ノ穴ヨリ出テ徘徊シ網目ニ掛リシヲ捕魚ス

テグリ網ハ苧ト縄トヲ以テ製シ苧絲ハ壹寸四分目縄網ハ五寸目ナリ然シテ網ハ上下二網ヲ附シ上側ニハ浮木下側ニハ鎮ヲ附ス之ニ百五六拾尋位ノ手綱ヲ附シ海中ニ投入シ四人乗ノ漁船壹艘ニテ帆ヲ卷キ風ニ任セテ網ヲ引キ暫時ニシテ網ヲ引揚ケ捕魚スルナリ

図9 テグリ網

図11 海藻採

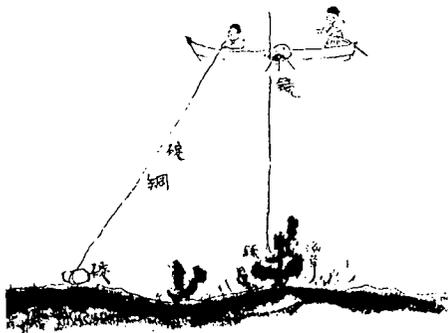
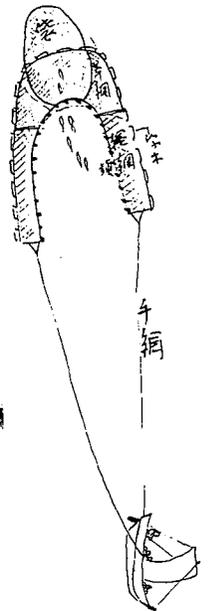
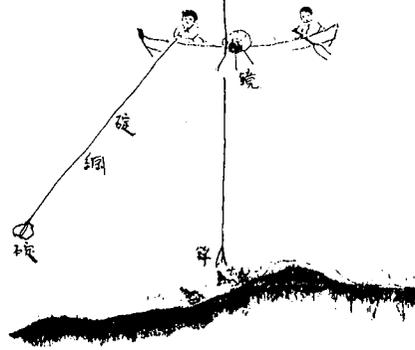


図10 貝採



海藻採ハ漁船壹艘ニ人員三人乗組ミ一人ハ櫓ヲ押シ一人ハ碇綱ヲ引キ一人ハ藻採ス

貝採ハ漁船壹艘ニ人員三人乗組ミ一人ハ櫓ヲ押シ一人ハ碇綱ヲ引キ一人ハ貝採ス

## おわりに

本稿は一九九一年六月に島根近代史研究会例会で発表したものを、必要最小限の修正を加えてまとめたものである。読み返してみると文章が淡泊すぎたりくどかったりで、論旨の展開に未熟さを感じるが、それは私の漁業史研究がわずか一年にすぎないことにもよる。

地域の近代史研究にとって農業史は従来非常に活発におこなわれたのにくらべ、漁業史は未開拓の分野であった。それは何かから手を付けてよいのか戸惑いがあったのが研究の進展しない一因であろうが、それだけに研究の仕甲斐があるといえよう。私はこの一年、旧役場文書・県庁文書の中から漁業史料を発見しようと努力してきたが、今後は漁村調査によって直接的な史料を探したいと思っている。本稿は私にとり研究方向を決めたといつてよく、愛着の深いものとなった。また島根半島沿岸漁村を対象とした私の個別研究がきっかけとなって、若い研究者が他地域の実態を解明していただけたら喜びである。そして個別研究が積み重ねられていき、やがて理論的に包括されることを願うものである。

島根近代史研究会は少人数の研究団体ではあるが着実に成果をあげてきたが、私のささやかな研究もこの中から生まれたもので、島根大学法文学部竹永三男氏に負うところが大きい。また本稿をまとめるにあたって農学部伊藤康宏氏の助言を受けたことを申し添えておきたい。

## 注

- (1) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』七頁
- (2) 邇摩郡福光村役場文書によるが、刊行予定の『温泉津町誌』に取り上げることになる。
- (3) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』一六頁には、全国の漁獲量が伸び悩み状態になるのは明治一〇年代あるいはそれ以前にまでさかのぼるのではないかと推定している。
- (4) 明治二八年「第一次殖産十年計画」(『新修島根県史』史料篇5近代(中)に所収)
- (5) 明治四二年「第二次殖産十年計画」(前掲『県史』に所収)
- (6) 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』一八六頁、二野瓶氏は県庁文書により島根県全域の漁業権について包括的に分析されている。
- (7) 平沢 豊『日本の漁業 その歴史と可能性』一三三頁
- (8) 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』一九九頁
- (9) 只浦「漁業慣行調査書」は明治二五年一〇月調査、御津村「漁場慣行調査書」は明治二四年調査のもので県に報告した。県内各漁浦でも調査報告したようであるが、県庁には現存していない。しかし旧役場文書として保存されているところがあり、『平田市誌』『江津市誌』『仁摩町誌』に史料の一部が紹介されている。